

令和元年 9 月 19 日 開会

令和元年 9 月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その 2)

目 次

第 39 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	1頁
--------	-----------------------------	----

第三十九号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年九月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の1の(一)、2の(一)、3の(一)、4の(一)及び5の(一)中「千九百円」の下に「(道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円)」を加え、同表の五十七の項の1を次のように改める。

1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証

- (一) (一)に規定する場合以外の場合 二十五百円（道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第九十七條の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、千七百円）
- (二) 道路交通法第九十二條第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 (一)に規定する額に当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額

別表第一の五十八の項の1中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同表の五十九の三の項中「第四百條の四第六項」の下に「(同法第五百五條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

提案理由

道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験等の手数料の額を改めるとともに、道路交通法の一部が改正されたことに伴い、免許証の更新を受けなかった者に対する運転経歴証明書の交付又は再交付に係る手数料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

